

事務連絡

平成20年8月27日

各厚生労働大臣認可

水道事業者
水道用水供給事業者

御中

厚生労働省健康局水道課

「水道広域化検討の手引き」の送付について

水道行政の推進につきましては、日頃から格別のご協力をいただき御礼申し上げます。

さて、水道事業者等は、将来にわたって安全な水を安定的に低廉な価格で供給し続けていくことが求められております。

厚生労働省では平成16年6月に「水道ビジョン」を策定し、各水道事業者等が、この責務を遂行し、運営基盤強化を図る重要な施策の一つとして、地域の実情に応じて管理の一体化や事業統合・共同経営等の多様な形態の広域化を進める「新たな概念の広域化の推進」を主要施策として位置付けているところです。また、「地域水道ビジョンの作成について」（平成17年10月17日 健水発第1017002号各都道府県水道行政主管部（局）長あて厚生労働省健康局水道課長通知）及び「広域的水道整備計画及び水道整備基本構想について（通知）」（平成20年7月29日 健水発第0729002号各都道府県水道行政主管部（局）長あて厚生労働省健康局水道課長通知）では、都道府県や水道事業者等が地域水道ビジョンを作成することを推奨しているところであり、地域水道ビジョンにおいて新たな概念の広域化の推進に留意することを求めています。

こうしたことから、厚生労働省では、都道府県の水道行政部局や水道事業者等における水道広域化の検討に資することを目的とした「水道広域化検討の手引き」の作成を社団法人日本水道協会に依頼し、このたび、別添のとおりとりまとめられましたので、送付いたします。本手引きでは、水道広域化の具体的な検討方法、検討事例及び導入手順とフォローアップ等を示しております。

貴職において、水道広域化の検討を行うに当たっては、必要に応じて本手引きを活用されるようお願いいたします。